中村憲司税理士事務所　行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1．計画期間　令和8年10月1日～令和13年9月30日までの5年間

2．内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを作成し、全職員に配布し周知を図る。

〈対策〉

・令和8年10月　～　職員のニーズ把握、検討開始
・令和9年　1月　～　制度に関するパンフレットの作成・配布し全職員へ周知を図る
・令和9年10月　～　職員に再度周知を図る

目標2：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など、制度の周知や情報提供を行う。

〈対策〉

・令和　9年　1月　～　法に基づく諸制度の再調査
・令和　9年　4月　～　制度に関するパンフレットを作成し、配布し周知を図る
・令和10年　4月　～　職員に再度周知を図る